

衆議院議員

富田しげゆき

2005年 国会報告



第二次小泉改造内閣・法務大臣政務官
第三次小泉内閣・法務副大臣 として
司法制度改革をリードし、安全・安心
の日本復活へ大きく踏み出しました！

政策実現能力NO.1

会社法が生まれ変わりました

通常国会で、会社法が成立しました。会社法は、最近の社会経済情勢の変化に対応するため、いままでの、商法・有限会社法など複数の法律にまたがって置かれていた会社法制を体系的かつ抜本的に見直し、また、現代的な言葉づかいに改めること等により、国民のみなさんにとって分かりやすい法律になりました。以下、主な改正点を説明します。

1 えっ、有限会社がなくなる??

会社法の施行に伴い、有限会社制度はなくなりません。

この見直しは、中小企業の実態等を踏まえ、会社法制を利用者にとってより使いやすいものとするため、株主総会と取締役しか存在しない簡素な形態の株式会社を認めることにした結果、現行の有限会社を株式会社と統合することが可能となったことによるもので

2 現在の有限会社はどうなる??

現在の有限会社は、会社法の施行により、会社法上の株式会社として存続することになります。

ただし、経営者等の負担に配慮し、その際、原則として、特別な手続や登記の必要は生じませんし、引き続き、「有限会社」の商号を使用すること等、現在の有限会社に適用されているルールが維持されます。

3

1円でも株式会社が作れるの??

現行の会社法制においては、例えば株式会社を設立するには最低限1000万円の出資が必要とされていきました。しかし、昨今の経済状況に照らし、起業（新たに会社を設立し、事業を始めること）の促進を図る等の必要があることから、株式会社の設立の際に出資すべき額に関する規制を撤廃しています。

したがって、会社法の下では、出資額が1円であっても、株式会社を設立することができます（ただし、株式会社の設立登記に際しての登録免許税等の費用は、別途必要です）。

4

会社経営の機動性と柔軟性を向上させるためのその他の主な改正点

会社法においては、今まで述べてきたことのほか、会社がその組織を再編成する際の規制、株式発行等の資金調達に関するルールをそれぞれ見直し、また、株主に対する利益の分配方法等に関するルールを合理化し、さらに、取締役等が積極果敢な経営を行うことの障害になることがないように、取締役等の責任に関するルールの合理化を図っています。

5

企業不祥事が続いているけど、大丈夫??

会社法では、会社経営の機動性と柔軟性を向上させるための改正を行い、経営の自由度を高めています。しかし、いい加減な会社経営を許すこととなれば、株主や会社と取引をする者等、会社を取り巻くさまざまな人々に不測の損害を与えることになりかねません。

そこで、会社法では、株主代表訴訟制度（株主が取締役の責任を追及する制度）の合理化を図っているほか、内部統制システム（取締役の職務執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制）の構築に関するルールを設けています。

また、公認会計士や税理士が取締役等と共同して、株式会社の財務内容等を明らかにする書類を作成する会計参与制度を創設しているほか、すべての会社で、公認会計士である会計監査人を設置することができるようになっています。

このような見直しにより、会社経営者が会社をきちんと経営し、株主や会社の債権者等が、会社の正確な財務状況等を知ることができるようになっています。

（法務省だより、「あかれんが」参照）

2005年4月20日
会社法案について、衆議院法務委員会・財政金融委員会の連合審査に臨む
（衆議院・第1委員室にて）



2005年7月20日

更生保護のあり方を考える有識者会議設置



更生保護のあり方を考える有識者会議(第一回)

〔南野法務大臣あいさつ〕 抜粋

我が国の犯罪情勢が依然として厳しい中、昨年末以降、元受刑者や仮出獄中の者による重大事件が相次いで発生し、更に5月に、執行猶予中の保護観察対象者による女性監禁事件が発覚し、保護観察の実効性、なかならず再犯防止機能に向けられる国民の目は、厳しい。

この状況を踏まえ、更生保護制度の全般にわたって検討し、国民の期待に応える制度のあり方を明らかにし、これを早期に実現することが必要であると考え、この「更生保護のあり方を考える有識者会議」を立ち上げた。

法務省としては、本年12月を目途に中間報告をいただいた上、来年5月までに、最終的な御提言をいただきたい。早期に実施できる事柄は最終的な御提言をまたずに速やかに実行し、そのほかのものについても、着実になし遂げてゆきたい。

<100年ぶりの改正で、再犯防止へ第一歩>

監獄法改正（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律）

明治41年の制定施行後
実質改正なし

監獄法

- ▶ 被収容者の権利義務関係・職員の権限が不明確
- ▶ 受刑者処遇の原則やその内容・方法が不十分
- ▶ 大量の訓令通達などで法律の不十分さを補完
- ▶ カタカナ表記の文書体

行政改革会議の提言
(平成15年12月)
～国民に理解され、
支えられる刑務所へ～

本法刑務所等の処遇等に関する法律として存続

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

▶ 受刑者の権利義務・職員の権限の明確化

受刑者の権利義務

- ・ 憲法上の行為、養育や新聞などの閲覧の権利保障と制限要件の明確化など

職員の権限

- ・ 規律秩序の維持のための措置（身体検査、戒具の使用、隔離・保護室収容）の要件の明確化
- ・ 懲罰の要件の明確化と科罰手続の整備（事前告知・弁解の機会の付与など）

▶ 受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実

- ・ 矯正処遇として、作業のほか、改善指導・教科教育を規定
- ・ 処遇の個別化、処遇要領に基づく計画的処遇、専門的知識の活用
- ・ 優遇措置の導入
- ・ 外部通勤作業、外出・外泊の制度の導入

現行法では
作業中心

▶ 受刑者の生活水準の保障

- ・ 衣類・食事などの給与による生活の保障、自弁物品使用の範囲・要件を明確化
- ・ 適切な保健衛生上・医療上の措置

▶ 外部交通の保障・拡充

- ・ 面会・信書の発受を一定の範囲で保障（制限要件を明確化）
- ・ 電話による通信を許容

▶ 不服申立制度の整備

- ・ 刑事施設の長による一定の措置について、審査の申請の制度を創設
- ・ 職員による暴行などについて、事実の申告の制度を創設

現行法では
刑罰のみ

▶ 刑行運営の透明性の確保

- ・ 刑事施設に民間人からなる運営協議会（仮称）を設置（視察・被収容者との面接の権限を明記）



2005年3月24日 関東医療少年院で
生徒たちの作品を！



2005年1月13日 行政改革論議の発端となった名古屋刑務所で、過剰収容の現場を！



関東医療少年院院長より、神戸児童
殺傷事件の少年の治療経過の説明を！



2005年4月6日 千葉刑務所で、収容者と同じ飯食を！



人身取引を撲滅する為、刑法・入管法を改正しました！

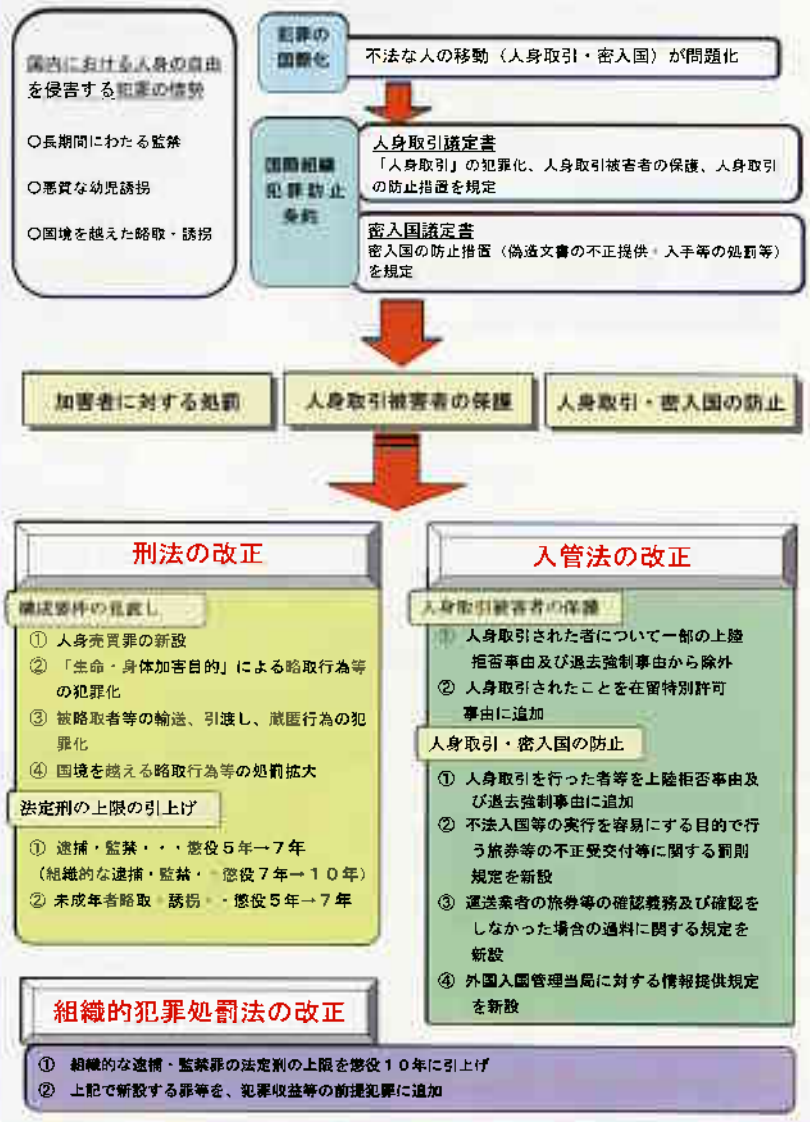
2004年12月13日 東京入国管理局 成田空港支局
で、偽造パスポート発見の為の最新技術を体験



東日本入国管理センター（茨城県・牛久市）で
集中管理システムの説明を受ける



刑法等の一部を改正する法律について



チューブリス ドイツ連邦共和国司法大臣を迎え、「グローバルと法」に関するシンポジウム
2005年9月29日 東京ドイツ文化センター



法務省主催、「裁判員制度」に関する講演会で
大臣、松尾検事総長と（法曹会館）



シンポジウムで、挨拶



参加者と記念撮影
（富田の右側がチューブリス大臣）



南野大臣主催の歓迎昼食会で



開会前、大臣・シュミーゲロー駐日
ドイツ大使（左端）と

第三次小泉内閣で、法務副大臣に就任



2005年9月22日 第三次小泉内閣で、法務副大臣に就任。皇居での認証式を終えて、官邸で小泉総理と記念撮影。

保護観察制度見直し／有識者会議で議論



法務副大臣 富田 茂之氏

「特別国会が始まった。法務省としての課題は、特別犯罪処罰法などの法案になった。犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部改正」法案の審議をさせていた。国際犯罪防止条約の締結に伴うもので、国際を超えた組織犯罪や高度化・ハ

「特別国会が始まった。法務省としての課題は、特別犯罪処罰法などの法案になった。犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部改正」法案の審議をさせていた。国際犯罪防止条約の締結に伴うもので、国際を超えた組織犯罪や高度化・ハ

「昨年来、保護観察中の執行猶予者や救出所着による事件が相次ぎ、保護観察制度の見直しが叫ばれている。一大重要な問題だ。更生保護のあり方を考える有識者会議で、制度全般の改革の議論をしてもらっている。執行猶予・救出所着に対する保護観察の強化、そのための体制づくりなどがテーマになると思う。」

「誤解がある。福祉政策と合わせ、低年齢の子どものためにきょうとと対処するのが法案の一番の目的。現実には、犯罪した少年の立ち直りのためにも法律の手当てをしないと、現状では不備なままだ。＊第一線で保護観察事件を担当する保護観察官は約六〇〇二十人しかいない。必要なのに計画的に充て足らなく、それが国民の治安への不安を解消する一番の近道だ。」

「性犯罪者の再犯防止策は、」

「処遇プログラムが十分だったと認めざるを得ない。この点は、性犯罪者処遇プログラム研究会で検討している。このほか、再犯するケースが多いので、刑務所にいるうちから刑後の疲労や支障に力を入れていく。」

「司法を身近にする改革はどうか。」

「来年秋、日本司法支援センターが全国の都道府県に設置される。法的トラブルの解決に役立つ情報提供や民事法律扶助など法律的に困っている人が、非難が地域を飛びか一人のボランティアのサポートになる。」

銚子出身の富田茂之代議士が、母校 銚子市立 興野小・四中を訪問

こうや

スクールミーティングで授業参観やPTA懇談も

銚子市出身の代議士で法務大臣政務官を務める富田茂之氏など文部科学省、千葉県教育委員会など十人が来銚。

文科省が行う「スクールミーティング」が六日、銚子市の興野小学校（安藤博正校長）と第四中学校（田中啓康校長）で行われ、大きな成果をあげた。

理科の授業に飛入り参加



このスクールミーティングとは、教育現場における実際の取り組みを大臣、副大臣、政務官、文科省職員が自らの目で見て、保護者や教職員、子どもたちから直接意見を聞き、教育改革の推進に生かしていこうとするもので、学校選定は教育委員会を通じて依頼する一方、応募があった学校は優先的に訪問するもので、全国三百校を回る。

基本的には保護者・教職員等との対話をベースに、保護者からの意見を聞く機会を設けるほか、授業参観や給食試食等を活用し児童生徒と懇談も目的の一つ。

椎名教頭とは同級生

訪れた一行はまず、安藤校長から若宮小学校と合併して双葉小学校になることや、学校の経営方針などを聞いたあと懇談。椎名泰孝教頭と富田代議士は四中時代の同級生だそうで話はずんだ。

授業参観では各教室を巡回。六年一組では越川光雄教諭が理科（理科室）の授業。でんぶんについて先生が「まず味を確かめてみよう」というと、富田氏も子どもと一緒にシャーレに入ったでんぶんの味を確認。ヨウ素液を使って養分を調べたり、顕微鏡でのぞいてみた。

興野小5年生・6年生と一緒に給食を



各学年と、あすなる、すぎのこ、言語（二組）、難聴のクラスの授業風景を見て回った。

体育館で行われた懇談会では学校評議員、PTA代表、教職員ら約四十人が出席し対話の中から意見が交わされた。給食を食べながらの児童との懇談会では、子どもたちのテーブルの中に訪問者が入るといふ具合で、和気あいあいと話していた。午後からは四中を訪問した。



興野小PTAの皆様からの要望を受ける



四中で、生徒・父兄・地域の皆様と意見交換

交遊抄

一橋大学・支店長の職を投げ打ち北一橋寮南三〇 海道大学公共政策大学院六号室。東洋 教授に転身。二〇〇二年、思想研究会の 小樽商科大学の夏期集中

たまり場となり 講座などで地域経済の講義をしていたので適役としかつたが志のある友人 思うが、その決断には驚

たちと毎日議論を戦わせた。三月末に議員会館に突然現れた

イトに明け暮れ、石井君は相変わらず割り勘で買おうサン トリーの角瓶が最高の贅沢だった。

友人の一人、石

井吉春君とは御伽高校からの同級生。大学四年のとき就職活動に出遅れ、心配したが、

教授への転身

宮 田 茂 之

彼は、私が司法試験に合格した時

や、政務官就任の

お祝いなどに、都合をつけて駆けつけてくれた。

今度私がお祝いをする

が、彼の配慮で新たな縁を

数多く結んだ。

この四月からは、四圍

・しげゆき(衆議議員)

日本経済新聞 最終面・文化面の交遊抄に、上記のように掲載されました。

元原稿は、下記のようなものであったのですが、友人を一人にしぼるよう編集者からお話があり、書き直しました。私としては、没原稿に愛着があるのですが、皆様の御感想をお寄せ頂ければ幸いです。



一橋大学正門前で

私にもこんなスマートな時代があったんです！



一橋大学在学中、友人達と

交遊抄 富田茂之

一橋大学・一橋寮南三〇六号室。三二年前、貧しいけど、志のある友が毎日議論を戦わせていた。

アテネフランセに通い仏留学を夢みていた武山光二君は、希望をかなえ大手銀行のパリ支店を立ち上げた。いつも笑顔の塩入洋君も、信託銀行からRCCに抜擢された。何でも話せた二人とは、今、幽明境を異にする。

石井吉春君は高校からの同級生。北海道東北開発公庫を経て政策投資銀行へ。国会担当となり、再会した時には互いに驚くと共に、新たな縁を数多く結ぶことができた。

石井君は、この四月から、四国支店長の職を投げ打って、北海道大学公共政策大学院の教授に転進した。

数年前から小樽商科大学の夏期集中講座等で学生に地域経済の講義を担当していたので適役と思

うが、その決断には驚かされた。彼は私が司法試験に合格した時や、政務官就任の祝賀会等に、都合をつけて駆けつけてくれた。今度私がお祝いする番だ。

矢口敏和君は、都市銀行を経て、ビルメンの雄、グループ社員七千人を率いる。会えば「公明党は与党として存在感がない」と辛口の評論を展開するが、金融界の春日井基文・黒田忠両君、建設業界の杉尾裕嗣君、法曹界の山下司君を交えた飲み会

は、三〇年前へタイムスリップして楽しい。(とみた・しげゆき(法務大臣政務官・衆議院議員))



2005年11月10日、札幌市内にて、石井君と

第44回衆議院総選挙で、4期目の当選を果たしました。



皆様の声援が元気の素



草川副代表の応援を受け



選挙戦最終日・最終遊説、最後の訴え



自由民主党 山中あき子候補の第一声で応援演説

真心からの御支援に、心より感謝を申しあげます。

ご挨拶

8月8日の突然の衆議院解散、真夏の選挙戦にもかかわらず、本当に多勢の皆様の真心に支えられて4度目の当選を果たすことができました。心より感謝申しあげます。

9月22日に第三次小泉内閣で、法務副大臣に就任し、南野大臣を補佐して、特別国会を無事終えることができました。法務省で過ごした1年1ヶ月は、私にとって大変勉強になった日々でありました。この経験を活かし、精進努力して、更に飛躍してまいる決意です。

今後共、御指導・御支援を宜しくお願いいたします。

2005年12月

衆議院議員 富田 茂之

富田しげゆき

プロフィール



- 経歴 ●昭和28年生まれ ●千葉県銚子市出身
 ●一橋大学法学部卒 ●弁護士（なのはな法律事務所所長）
 ●衆議院議員（4期）
 ●衆議院青少年問題に関する特別委員会委員長
 法務副大臣・法務大臣政務官等歴任

- 趣味 ●絵画鑑賞・読書・水泳・サッカー・フットサル
 家族 ●妻、一女、二男の5人家族

- 国会事務所 ●〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第2議員会館302号室
 電話03-3508-7052 FAX03-3508-3852
 地元事務所 ●〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-13-13 なのはなビル4階
 電話043-202-8070 FAX043-202-8072